

山本行政ニュース

編集発行人

行政法人 山本事務所

〒104-0061
東京都中央区銀座1-8-21
中央ビル5F
TEL 03(3567)3071
FAX 03(3567)3078

8D 8月D月 August

日	.	12	26
月	.	13	27
火	.	14	28
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	31
土	4	18	.
日	5	19	.
月	6	20	.
火	7	21	.
水	8	22	.
木	9	23	.
金	10	24	.
土	11	25	.

D w k じ q Ñ じ

- y k — D ü o ~ t ~ k w ò Ç D Ô
- y k — D > % O w ɾ φ O k ~ « ... k s £ D Ô
- y k — D > % O w ɾ D Ô
- y k — D z D z D > % O w « ... k s w ɾ φ â s w Ô ù £ D Ô
- y k — x Ä Ä w « ... k s w ɾ D Ô
- M k — x Ä Ä k H 8 ü w ò Ç N “ î] w Ú « p Š ” Ô
- M k — x E ½ k H 8 ü w ò Ç φ Ê w Ú « p Š ” Ô
- Ñ y ç — Ñ † - e % H 8 ü w ò Ç D Ô
- φ Ñ † - e Ä ç Ê ù • W w Ô ù x D Ô £

ë i ù i Ä 1 ´ k w 0 n ¾ ” w Ô

印紙税は、契約書や領収書などの文書に対して、その記載金額等に応じて課税されます。ただし、不動産の譲渡に関する契約書及び建設工事の請負に関する契約書のうち、一定の要件に該当するものについては、印紙税の軽減措置が設けられており、この措置が平成21年3月31日まで延長されています。

内部統制



平成18年5月に施行された会社法では、企業における内部統制の構築に関する基本方針の決定が義務付けられました。

具体的には、大会社及び委員会設置会社において、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について決定しなければならないと定めています。

また、法務省令の会社法施行規則では、これを受けて株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の内容を規定しています。

以下では、体制規定に関する留意事項を説明します。

[登記事項証明書で確認を]

自社の機関を、登記事項証明書（会社の謄本）で、確認して下さい。

会社法は、旧商法のように、大、中、小といった分類ではなく、大とそれ以外、そして機関は自由に設計することができます（一部制約があります）。したがって、中小企業だから義務を免れるということではありません。あくまで会社の機関の設計で判断して下さい。

[取締役会設置会社の場合]

取締役会設置会社において決定すべき体制の内容は、以下のとおりです。

- 1 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 2 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 4 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 5 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[監査役設置会社の場合]

さらに、監査役設置会社である場合には、以下の体制が必要です。

- 1 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（注）監査役による監査体制の構築についても、会社の業務の適正を確保する体制の一部である以上、あくまで当該体制の構築義務は取締役が負う。た

だし、実際の監査体制は、監査役の主導で行うべきであるから、補助使用人の要否は第一義的には監査役が判断する。

- 2 1の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 3 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 4 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[関係者に対するもの]

会社が業務の適正を確保するために必要な体制についての決定又は決議をした場合は、その決定又は決議の概要を事業報告に記載することが必要です。

事業報告の記載は、業務の適正を確保するために必要な体制を決定しなければならない会社に限らず、当該事項について決定した会社であれば、事業報告への記載が必要ですので留意が必要です。

これで、おわかりのとおり、「内部統制」というのは、役所に提出する書類ではなく、会社及び利害関係人に対するコンプライアンス（法令遵守）といったものです。

遺言に関する記事を週刊誌、経済誌等でご覧になることがあるかと思います。各種遺言方法の違い、特色などを表に列記したもの、長所・短所を相続関連記事の間に別表として記事に挿入したものとかが目につくと思います。

相続・遺言関係の記事の紹介は多いものの、親族間の事業承継にあたって遺言が活用されることは、従来はあまり多くなかったようです。これは、その昔家督相続の形態が長く続いたことが原因であるとか、寄与分が考慮されていたので、あえて遺言をする必要がなかったなどの説明がされることがあります。

それはともかく、ここ10年位前から遺言が利用されてきたという報告も出てきました。コスト的には最も安く上がるのが自筆証書遺言ですが、遺言の効力に形式主義を貫いている遺言は、形式不備による無効とか、偽造、紛失の危険性が多い点もあり、多少のコストがかかっても自筆証書遺言ではなく公正証書遺言を作成することを検討すべきと考えます。

公正証書遺言のメリット

公正証書遺言については、これらのメリットのほかに高齢を理由とした遺言作成の判断能力を争われることが回避できるメリットがあります。

自筆証書遺言ですと、検認という手続きも必要ですが、公正証書遺言ですと、検認という手続きはなく、直ちに遺言の執行にかかることができます。また、遺言検索システムを使って公正証書遺言を保管している公証人役場を検索

望ましい遺言の方法 公正証書遺言の薦め



することができます。

これにより、遺言がどこに保管されているかがわからなかったときに対処することができるのです。

証人は公正証書遺言のデメリット？

公正証書遺言の作成に当たっては、2名の証人が必要です。

証人が必要という制度により、遺言の内容・存在の事実自体が漏洩するという自筆証書遺言にないリスクを負うこととなります。このため、証人を誰にするかということ

が、公正証書遺言を実施する障害となるケースがありました。しかし、現在では、こうした秘密保持のため信頼がかけられる証人を有料で紹介してくれるサービスもありますので利用されるとよいでしょう。

相続の実務では、想定外の財産が被相続人の死亡後に出てくることが、ままあるものです。この場合、分割の方法が定められていなければ、相続財産が他に一部でもあれば、結局、遺産分割協議が必要ということになります。事業承継を緊急にしなければならないというときに、大きな影響・障害を及ぼすことになるでしょう。

こうした場合に備え遺言書の最後の条項に「第 条 以上に定める財産以外のすべての財産を に相続させる」という条項を盛り込んでおくことで防ぐことができます。また、経営の集中のため、生前に行われた株式の生前贈与については、持ち戻しを免除するという旨を記載して、経営の集中を確保することも可能となります。

遺言執行者の指定

最後に遺言執行者の指定です。

遺言執行者の指定がなければ、預金の解約・払戻手続きもすべて法定相続人全員が共同で行わなければならないことを知っておくべきです。また、遺言執行者の報酬について記載をすることが、遺言執行を円滑に進める上で必要であることを付け加えておきます。報酬の記載がないことが原因で遺言執行実務に支障の出ることが多いのです。

広がりを見せるロボットビジネス

ロボットビジネスに関し、ここにきて市場の広がりを期待させるようなトピックがいくつか出てきています。その一つが筑波大学が開発したロボットスーツ。着用するとわずかな力だけで物を運搬できたりする身体機能アシストタイプのロボットです。電動アシスト機能つき自転車のロボット版と言えばわかりやすいでしょうか。人間の筋肉が発する微弱な電気を感じて、人間が動く前に作動するというメカニズムとのこと。高齢者の介護やリハビリのサポート用、あるいは工場などの重作業、災害レスキュー分野など幅広い場での活躍が期待されています。とくに医療関係者の関心は高く、筑波大学はこれを機にベンチャー会社を立ち上げています。

意外な広がりを見せているのが、掃除ロボット。毎年話題をつくったり、期待の高いロボットを表彰する「ロボット大賞」の2006年大賞に輝いたのはF社がつくった掃除ロボット

でした。自らエレベーターに乗り込んで各階を掃除するというなかなか利口なロボット。すでに東京の六本木ヒルズなどの高層ビルに導入されているとのこと。可愛くて便利と女性を中心に話題なのが、アメリカのA社が開発した地雷探査技術を応用した掃除ロボットです。1回の充電で約90㎡を掃除します。このほかヨーロッパ産の家庭用掃除ロボットも続々上陸。ロボット大国日本の牙城を切り崩しにかかっています。

一方、日本の大手N社は、幼児の相手をするチャイルドケアロボットを発売しました。このロボットは文字を読んだり、周囲に雑音があっても音を聞き分けるなどのほか、状況に応じて冗談を言うなど高い機能を持っています。忙しいお母さんや保育施設などから期待が寄せられそうです。

このようにいろいろ見てくると、これから期待されるのは女性の活動をいかにサポートするか、という視点。とくに家事や介護の負担をいかに減らすかというところが鍵を握っているようですね。

駅弁・空弁に続け「速弁」！

「速弁」という言葉を耳にしたことはありますか？列車の旅での「駅弁」、飛行機の旅での「空弁」にならって、高速道路のお弁当が「速弁」なのです。

サービスエリアでの限定販売がウリで、去年の秋よりサービスが開始され、話題を博しました。現在、東名や名神など5つの高速道路の主要なサービスエリアで扱われており、おいしいものが好きな人々の注目を浴びています。

取り扱うお弁当は地域ごとに異なり、特産品や名物を使って地元の料亭などがつくっていることが多いようで、数量も限定です。いわゆる地元の一流どころが手がけているので、価格はリーズナブルとはいえないものが多いのですが、季節の彩りなど細部にまでこだわのお弁当は人気商品となっています。

“速く食べる”お弁当ではなく、高速道路でゆったり食すこだわりのお弁当。地域の食文化を味わえる速弁はいずれ全国展開が見込まれている逸品なのです。

執行役員制

「執行役員」は、特定の部門長などの地位にあり、取締役会の決定に従って業務執行をする責任と権限を持ちます。米国では、株主を代表して経営上の意思決定と監督を行う取締役会と、その意思決定に基づいて事業部門などを統率して業務執行を行う執行役員に分かれてるのが一般的です。

従来、日本の多くの企業では取締役の大半が業務の執行者として部門長を兼務しているケースが多く、その結果、取締役が担当部門の利益を優先しがちであるとか、取締役会の人数が多くなりすぎて取締役会が形骸化しているなどと言われてきました。

日本ではソニーが初めて導入。当初、日本では執行役員は法的根拠がないため、権限や義務が明確ではありませんでした。二〇〇二年の商法改正で、執行役という法的根拠のある制度が設立され、権限や責任も明確になりました。